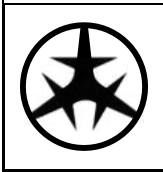


規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置については、次のとおりとする。 ○ 認めない。 ・ 認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、「世田谷区工事請負契約における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用に係る運用基準」（世田谷区HPより）による。 （5）現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係を有する者でなければならない。なお、監理技術者等と兼任する場合は、監理技術者等の規定を適用する。 19．工事の下請負（標準仕様書 1.1.1.6） 一般ガス導管事業者が受注したガス工事については、標準仕様書「1.1.1.6 工事の下請負(1)」及び工事請負契約書第5条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。 20．施工体制台帳等（標準仕様書 1.1.1.10） 施工体系図には、一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期を記載する。 21．保険の加入及び事故の補償 本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券の写し又はこれに代わるものを発注者に提出する。 ※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。 22．工事実績情報システム（コリンズ）への登録（標準仕様書 1.1.1.7） 契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。 登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人 日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。 【登録先】 JACIC のホームページ「コリンズ・テクノス」を参照すること。				23．建設副産物の処理（標準仕様書 1.1.1.16） ア 建設副産物の処理 受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。 イ 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項 受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。 なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。 （ア）工事概要等 工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。 （イ）建設副産物の種類、リサイクルの方法等 建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。 （ウ）建設副産物等の運搬・処理業者 運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。 （エ）現場での分別 工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。 （オ）解体工事計画 建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。 ウ 施工計画書の添付書類 受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。 （ア）再生資源利用計画書 受注者は、「建設副産物情報交換システム」（以下「コブリス・プラス」という。）により作成する。 ①土砂を搬入する工事 ②碎石を搬入する工事 ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事 （イ）再生資源利用促進計画書 受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する。 ①建設発生土を搬出する工事 ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事 <建設リサイクル法対象の場合> （ウ）告知書 （エ）建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面				エ 建設リサイクル法に係る手続 受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」、に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。 オ 有害物質のチェック 受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質等チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。施工計画書に含めてもよいものとする。 カ 工事情報の登録等 ○ 本工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行い、その都度「コブリス・プラス登録済確認書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。また、受注者は、コブリス・プラス若しくは国土交通省ホームページに公表されている様式により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。 なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。 （問合せ先） 一般財団法人日本建設情報総合センター 建設副産物情報センター（カスタマーセンター） 所在地〒107-8416 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル 14階 電話 03-6261-4324 https://www.recycle.jacic.or.jp E-mail：recycle@jacic.or.jp キ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示 関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示する。 ク リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認 建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成后速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。 （ア）再生資源利用実施書 受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。 ①土砂を搬入する工事 ②碎石を搬入する工事 ③加熱アスファルト混合物を搬入する工事 （イ）再生資源利用促進実施書 受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後5年間保管）。なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。 ①建設発生土を搬出する工事 ②コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 ③金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事
--	--	--	--	--	--	--	--	--

	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	図面サイズ	設計日	監督員	工 事 件 名	世田谷区立子育てステーション烏山	図面名称	図面番号
		A 1（－） A 3（－）	設計 令和8年7月8日	施設営繕第一課長				特-03
			変更 年 月 日	整備担当係長		1・3・4階改修空気調和設備工事	特記仕様書3	
			年 月 日	横田菜摘				

[illegible]

を監督員と協議の上行う。												いる。また、施工実績等も含める。 なお、「吹付け石綿粉塵飛散防止処理技術」については、「建設技術審査証明事業」の取得に際して使用した資料も含める。																																										
29.1.5 石綿粉じん濃度測定 (1) 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去工事を施工する場合は次による。 測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」(環境省) による。 なお、測定機関は、「作業環境測定法」(昭和 50 年法律第 28 号) に基づき都道府県労働局に登録されている第三者の作業環境測定機関が行うものとし、施行計画書に記載する。 ア 環境確保条例施行規則第 5 9 条により石綿の飛散状況の監視を行うため、次のとおり石綿粉じん濃度測定を行い、報告書を提出する。 (ア) 測定時期は、区画毎に作業前、作業中、作業後に各 1 回以上行い、作業中の期間が 6 日を超える場合は 6 日毎に 1 回以上行う。 (イ) 区画とは、一つの負圧隔離の範囲を一つの区画とし、負圧隔離を行わない作業の場合は、養生の範囲や工法・器具・作業員等の施工管理の観点から一連の作業とみなせる作業を行う範囲を一つの区画として扱う。なお、複数の区画で並行して作業する場合、重複期間に行った測定は各区画について測定したものとする。 (ウ) 測定位置は、工事の場所の敷地の境界線のうち、集じん・排気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺四方向の場所とする。 イ 大気汚染防止法施行規則第 1 6 条の 4 により集じん・排気装置が正常に稼働することを確認するため、次の場合に、石綿粉じん濃度測定を行い、報告書を提出する。 (ア) 測定時期は、次のとおりとする。 ・集じん、排気装置設置後の作業前、作業開始直後 ・集じん、排気装置移設後の作業前、作業開始直後 ・集じん、排気装置のフィルタ交換後の作業前、作業開始直後 (イ) 測定位置は、排気口のダクト内部とする。 ウ 施工区画の隔離状況等を把握するため、次の地点において、浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。 ・施工区画内 ・施工区画直近の外周 (除去作業中の前室の入口、集じん・排気装置の排気口) 測定方法は、原則として「アスベストモニタリングマニュアル」(環境省) の最新版による。 エ 大気汚染防止法施行規則第 1 6 条の 4 により除去作業後、隔離用シート撤去前に大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことを確認するため、次の場合に、石綿粉じん濃度測定を行う。 (ア) 測定時期は、作業前、隔離用シート撤去前とする。 (イ) 測定位置は、施工区画内とする。 (2) 石綿含有成形板及び石綿含有仕上塗材の除去工事を施工する場合は、次による。 ・目視による監視を実施する。 ・(1) アによる浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。 ・作業環境周辺の状況を把握するため、施工箇所において、浮遊石綿濃度を測定し、報告書を提出する。 (3) (1)又は(2)の浮遊石綿濃度を測定する場合の測定時期、測定場所及び測定箇所数は次による。 ・図面による。 ・次の表による。		イ 作業の実施状況の概要 <table><tr><th rowspan="2">測定場所</th><th colspan="3">測定時期 (回)</th><th rowspan="2">測定箇所数 (地点)</th><th rowspan="2">備考</th></tr><tr><th>作業前</th><th>除去作業中</th><th>作業後</th></tr><tr><td>敷地境界</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>施行区域内</td><td>※ 1</td><td>※ 2</td><td></td><td></td><td>※ 1 特に石綿濃度が高くなる恐れがある場合 ※ 2 作業後の策定は隔離用シート撤去前に行う。</td></tr><tr><td>施行区画直近の外周</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>排気口のダクト内部</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ウ 作業完了の確認を行った者の氏名 エ 上記確認を行った者が確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項 オ 作業の実施状況を確認できる写真等 (2) 養生は、次による。 ア 内部の場合 (3)ア による。 イ 外部の場合 対象箇所の周囲を当該部分より高い位置まで、通気性のない防じんシート、パネル等で囲う。 (3) 隔離養生 (負圧不要) は、次による。 ア 内部の場合 耐久性及び耐水性を有し通気性のないプラスチックシート等を用いて窓などの開口部に目張りをする。作業後効率的に石綿繊維を収集するため、また汚れ等の防止のため床や壁も隙間等ができないようにシートで覆う。 イ 外部の場合 建物側及び上下は耐久性及び耐水性を有し通気性のないプラスチックシート等を使用し、外周部は除去等のため設置した足場に通気性がないパネル (防音パネル等) や通気性のないシートを使用し隙間等ができないように周囲と隔離する。シートやパネル間の処理については目張りまでは求めない。 (4) 負圧隔離養生は、次による。 負圧に耐えられるよう、標準仕様書 29.3.1 による。作業場が外部の場合は、作業範囲を他の場所と隔離するよう上部も覆うこと。(上部は厚さ 0.08 mm以上 1 枚) (5) 薬剤等による湿潤化 (以下、「湿潤化」という。) は、次による。 ア 湿潤化の方法に指定が無い場合は、特定建築材料を湿潤な状態にできれば、湿潤剤以外にも水や剥離剤を含むものとする。なお、散水等による排水処理は標準仕様書 29.3.2 (3) による。 イ 使用する湿潤剤は、ホルムアルデヒド放散等級区分が F☆☆☆☆であり、VOC 混入割合も 1 %以下とする。										測定場所	測定時期 (回)			測定箇所数 (地点)	備考	作業前	除去作業中	作業後	敷地境界						施行区域内	※ 1	※ 2			※ 1 特に石綿濃度が高くなる恐れがある場合 ※ 2 作業後の策定は隔離用シート撤去前に行う。	施行区画直近の外周						排気口のダクト内部						29.2.1 専門工事業者 「工事に相応した技術を有することを証明する資料」については、次の要件を全て満たすことができる技術を証明する資料をいう。 ① 除去工事に際し、作業場に隣接する部分の空気 1 リットル中の繊維状粒子 (石綿を含む) をおよそ 10 本以下とすることにより、汚染を制御する技術を持っている。 ② 除去処理工事終了後に、作業場における空気 1 リットル中の繊維状粒子 (石綿を含む) の本数をおよそ 10 本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保できる技術を持っている。 ③ 除去工事中の作業者は関連法令等に則り作業を行う等のほか、施工中に発生の恐れがある事故を想定して、その対策を講じることにより、安全を確保する技術を持って					29.2.6 表示及び掲示 掲示板の大きさについては、A3 判以上とする。 「世田谷区建築物等の解体工事等の事前周知に関する指導要綱」に基づく標識の様式は同要綱第 5 条による。 事前調査等、法令に基づき実施する掲示については、法令等に定められた大きさとする。その他の表示や掲示については視認しやすい大きさとする。 29.2.8 保護具等 石綿処理に関わる監督員の保護具を処分する場合は、関係法令に従い適切に行う。				
測定場所	測定時期 (回)			測定箇所数 (地点)	備考																																																	
	作業前	除去作業中	作業後																																																			
敷地境界																																																						
施行区域内	※ 1	※ 2			※ 1 特に石綿濃度が高くなる恐れがある場合 ※ 2 作業後の策定は隔離用シート撤去前に行う。																																																	
施行区画直近の外周																																																						
排気口のダクト内部																																																						
第 3 節 石綿含有吹付け材の除去 29.3.1 作業場の隔離等 隔離の方法等は、次による。 ・ 第 2 節 共通事項(4)負圧隔離養生 による。 イ 隔離シートの設置に当たっては、次による。 ・ 隔離シートの一部にクリアパネルを用いるなど、施工区画外から作業場内の状況を即時に確認できる構造とする。 オ 石綿の飛散を防ぐことのできるフィルタは、JIS Z 8122 に規定する超高性能微粒子フィルタによる。(HEPA フィルタ (High Efficiency Particulate Air Filter) 及びこれに準じたものをいう。(以下「石綿飛散防止フィルタ」という。)) コ 隔離状況及び集じん・排気装置の稼働状況の確認は、次による。 ・ 気密性確認用のスモークマシンで発生させた疑似煙を作業場内に充満させ、隔離外部より漏洩等の異常がないことを目視で確認する。その後、集じん・排気装置を稼働させ、疑似煙が適切に排気されることを確認する。		29.3.2 工法 (1) 石綿含有吹付材の除去工法は、次による。 ・ 標準仕様書 29.3.2 による。 (2) 除去された石綿含有吹付材の飛散防止措置は、次による。 ・ 固化化する。なお、固化化の方法等については、次の方法による。 「飛散性アスベスト廃棄物に関する収集・運搬の手引き～都の埋立処分場への搬入にあたって～」 「飛散性アスベスト廃棄物の処理の手引き－飛散性アスベスト廃棄物のセメント固化の方法－」 ・ 湿潤化し、十分な強度を有する耐水性の材料で二重に梱包する。 (プラスチック製の袋を使用する場合、厚 0.15mm 以上)										29.3.3 除去した石綿含有吹付材等の保管、運搬及び処分 ウ 石綿含有吹付材等の処理は、次によるほか、「1.1.16(2)ウ、エ及び(4)イ」による。 ・ 標準仕様書 29.3.3 ウ(ア) による。 ・ 標準仕様書 29.3.3 ウ(イ) による。					29.3.4 確認及び後片付け ア 除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。																																					
	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	図面サイズ	設計日	監督員	工 事 件 名	世田谷区立子育てステーション烏山	図面名称	図面番号																																														
		A 1 (－) A 3 (－)	設計 令和 8 年 7 月 8 日	施設営繕第一課長		1 ・ 3 ・ 4 階改修空気調和設備工事	特記仕様書8	特-08																																														
			変更 年 月 日	整備担当係長																																																		
			年 月 日	横田菜摘																																																		

第4節 石綿含有保温材等の除去 29.4.1 石綿含有保温材等の除去 (1) 除去方法等は次による。 ・ 標準仕様書 29.4.1 ア 及び 第2節 共通事項(4)負圧隔離養生 による。 ・ 標準仕様書 29.4.1 イ、ウ 及び 第2節 共通事項(3)隔離養生（負圧不要） による。 ・ グローブバッグ工法による。破碎して除去する場合であっても、「29.3.1 作業場の隔離等」は不要とする。 ※「原形のまま、手ばらし」とは、石綿含有成形板等の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破碎して現位置より除去することをいう。 ※グローブバッグ工法の作業方法は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚労省・環境省）による。 (2) 石綿含有保温材等で覆われていない部分を切断して母材ごと取り外すことにより除去する場合の作業場の区画は、次による。 ・ 大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業に該当しないため、標準仕様書 29.4.1 ウ は適用しない。 ・ 標準仕様書 29.4.1 ウ 及び 第2節 共通事項(2)養生 29.4.4 確認及び後片付け ア 除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うこと ができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。確認及び後片付けは、29.4.4 及び「29.3.4 確認及び後片付け ウ及びカ」によるほか、作業場の区画を解くに当たり、以下を行う。ただし、石綿含有保温材等で覆われていない部分を切断して母材ごと取り外すことにより除去する場合で、大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業に該当しないとして作業場の区画をしない場合は、適用しない。 ・ 床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんを清掃する。 ・ 事前に作業場内の空気中に浮遊している石綿を集じんする。 ・ 養生等に用いたシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたむ。 ・ 石綿が付着しているおそれのある養生シート等は「石綿含有産業廃棄物」として取り扱う。 第5節 石綿含有成形板等の除去 29.5.1 石綿含有成形板等の除去 「原形のまま、手ばらし」とは、石綿含有成形板等の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破碎して現位置より除去することをいう。 作業場の周辺の養生は「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（東京都）に基づくほか、次による。 ・ 第2節 共通事項(2)養生 による。 ・ 第2節 共通事項(3)隔離養生（負圧不要） による。 29.5.2 工法 ア 手ばらしの場合も湿潤化した状態で作業を行う。湿潤化の方法は、次による。 ・ 粉じん飛散抑制剤等の散布 ・ 水噴霧による湿潤化 ・ 散水による湿潤化 やむを得ず破碎等を行わなければならない場合に行う監督員との協議は、除去する特定建築材料や作業場の状況等について、そのまま建築物等から取り外すことが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造し、若しくは補修する作業の性質上適しないときとして以下の場合に行う。 (ア) 特定建築材料や固定具が劣化している場合 (イ) 特定建築材料の大きさ、重量、施工箇所等によって取り外しが物理的に困難な場合 (ウ) 床や壁として使用されている特定建築材料の一部を除去する場合 また、やむを得ず切断、破碎等を行わなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態、又は除じん性能を有する電動工具を使用して作業を行う。電動工具を	使用する場合は、特に隔離養生から外部へ漏えいさせないように対策を講じること。 なお、石綿含有けい酸カルシウム板第1種の除去にあって、やむを得ず破碎等を行わなければならない場合は、湿潤化に加えて除去部分の周辺を事前に第2節 共通事項(3)隔離養生（負圧不要） を行う。 29.5.3 除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分 ウ(ア) 石綿含有せっこうボードの処分は、次によるほか、「1.1.16(2)キ」による。 ・ 標準仕様書 29.5.3 ウ(ア) による。 (イ) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分は、次によるほか、「1.1.16(2)オ」による。 ・ 標準仕様書 29.5.3 ウ(イ)a による。 ・ 標準仕様書 29.5.3 ウ(イ)b による。 29.5.4 確認及び後片付け ア 除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。 確認及び後片付けは、「29.3.4 確認及び後片付け ウ及びカ」によるほか、作業場の区画を解くに当たり、以下を行う。 ・ 床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんを清掃する。 ・ 事前に作業場内の空気中に浮遊している石綿を集じんする。 ・ 養生等に用いたシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたむ。 ・ 石綿が付着しているおそれのある養生シート等は「石綿含有産業廃棄物」として取り扱う。 第6節 石綿含有仕上塗材の除去 29.6.1 石綿含有仕上塗材の除去 石綿含有仕上塗材の除去方法は次による。なお、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトについては、従来どおり「吹付け石綿」に該当することから除去方法は標準仕様書「第3節 石綿含有吹付け材の除去」により行う。 ・ 除去は電動グラインダーその他の電動工具を使用する。【集塵機付電動ドリル工法】 ・ 除去は電動グラインダーその他の電動工具を使用しない。【剥離剤併用手ケレン工法】 29.6.2 作業場の区画 (1) 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等を用いる場合でも、作業場の状況に応じて湿潤化に加えて除去部分の周辺を事前に養生する。 (2) 電動グラインダーその他の電動工具を使用する場合は作業場の内外に関わらず、第2節 共通事項(3)隔離養生（負圧不要）とする。ただし、十分な集じん機能を有する集じん装置付きの工具を使用し、湿潤化及び隔離養生（負圧不要）と同等以上の粉じん飛散防止効果を有する工法の場合は、監督員との協議による。詳細は「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚労省・環境省）を参照する。 (3) 電動グラインダーその他電動工具を使用しない場合は作業場の内外に関わらず、第2節 共通事項(2)養生 とする。 29.6.3 工法 (1) 水を使って除去する工法の場合は、未処理の廃水が流出・地下浸透しないようすべて回収し、回収した廃水は、凝集沈殿後に上澄み水をろ過処理する等により、適切に処理した上で放流すること。 また、剥離剤を使用する工法で有機溶剤中毒予防規則（以下、「有機則」という）の適用を受ける場合には、「有機則」の作業主任者を選任すること。 (2) 集じん装置の扱いについては、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚労省・環境省）による。	29.6.4 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分 汚泥として処理が必要な場合の対応は、次による。 ・ 「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）による。 29.6.5 確認及び後片付け 確認及び後片付けは、「29.3.4 確認及び後片付け ウ及びカ」によるほか、作業場の区画を解くに当たり、以下を行う。 ・ 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。 ・ 床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんを清掃する。 ・ 事前に作業場内の空気中に浮遊している石綿を集じんする。 ・ 養生等に用いたシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたむ。 ・ 石綿が付着しているおそれのある養生シート等は「石綿含有産業廃棄物」として取り扱う。 第7節 その他 29.7.1 封じ込め、囲い込みの作業 石綿含有建材の封じ込め又は囲い込み作業を行う場合は、次の方法により行う。 (1)封じ込め又は囲い込み作業に当たっては、「建築基準法」告示で定める「封じ込め及び囲い込みの措置の基準」（平成18年9月29日 国土交通省告示第1173号）を遵守する。 (2)封じ込めに用いる石綿飛散防止剤は、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」（平成12年5月31日 建設省告示第1446号）第1第20号石綿飛散防止剤を満たした認定品を使用する。 (3)封じ込め及び囲い込み作業に当たっては、作業実施前に既存の石綿含有建材の劣化損傷、建材下地との接着の状況等を確認し、必要に応じ石綿が飛散しないよう補修する。 (4)封じ込め作業に当たっては、作業実施前に石綿飛散防止剤の接着性、浸透性等の性能を確認し、適切なものを使用する。囲い込み作業において石綿の飛散を防ぐために石綿飛散防止剤を使用するときも同様とする。 (5)作業に際しては、作業場所の隔離、石綿飛散防止フィルタの付いた集じん・排気装置による排気等、石綿含有建材の除去作業に準じた作業を行う。フィルタの種類は、「29.3.1 作業場の隔離等 オ」による。
---	---	--

	世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課	図面サイズ	設計日	監督員	工 事 件 名	世田谷区立子育てステーション烏山	図面名称	図面番号
		A 1 (－) A 3 (－)	設計 令和8年7月8日	施設営繕第一課長				特-09
			変更 年 月 日	整備担当係長		1・3・4階改修空気調和設備工事	特記仕様書9	
			年 月 日	横田菜摘				

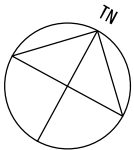
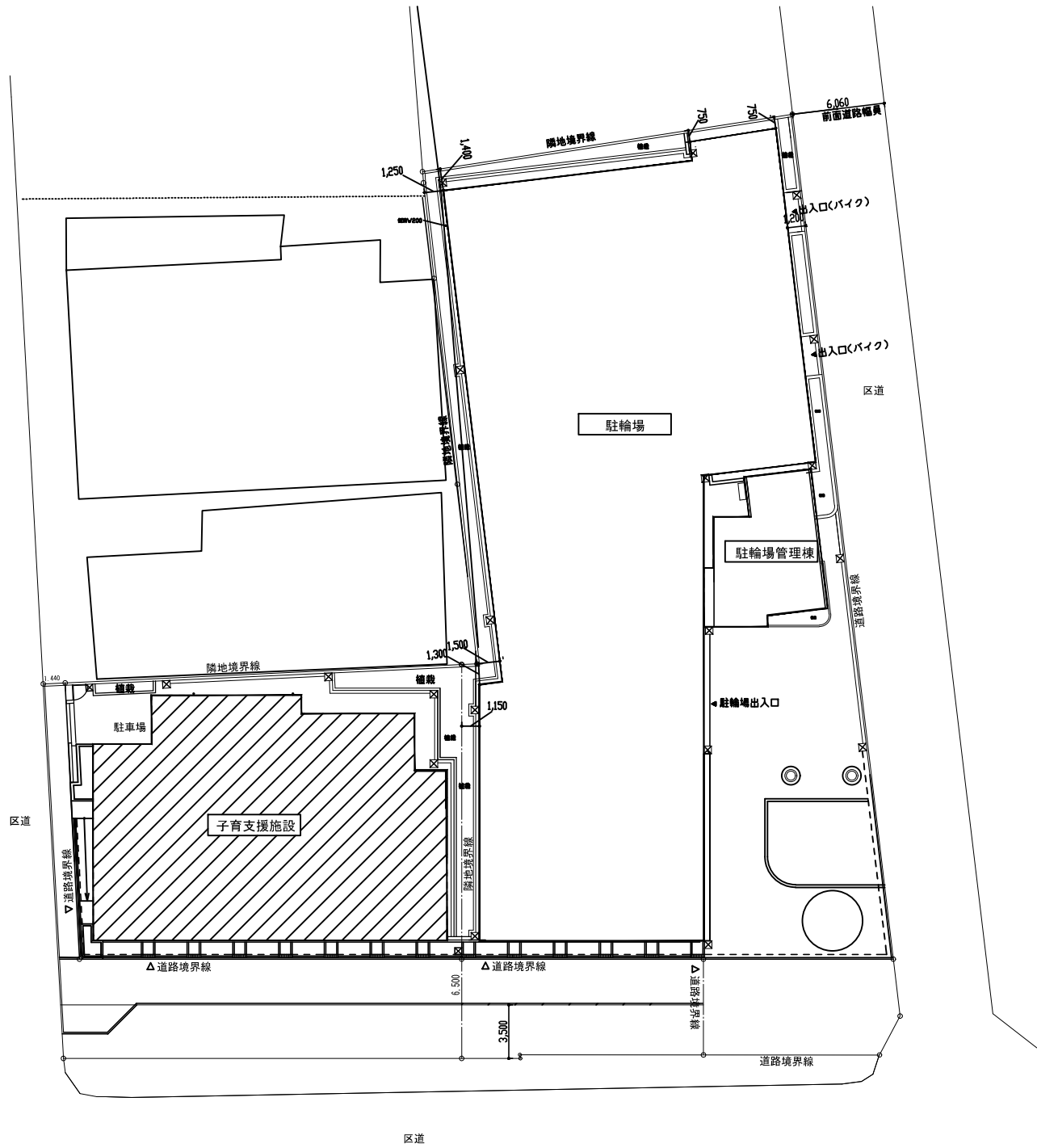
案内図



計画地
地名地番：世田谷区南烏山5丁目705-1
住居表示：世田谷区南烏山5丁目17番



工事範囲を示す



世田谷区施設営繕担当部施設営繕第一課

図面サイズ
A3
縮尺
N. S.

設計 R8年 7月 8日
変更 年 月 日
年 月 日

設計
主任
設計
担当

整備担当係長
横田菜摘

工
事
件
名

世田谷区立子育てステーション烏山
1・3・4階改修空気調和設備工事

図
面
内
容

配置案内図

図面番号
M-02

改 修 機 器 表

記号	名称	仕様	電気			台数	備 考 (参考型番)
			φ	V	kW		
A C－1	室外機（空冷ヒートポンプ マルチエアコン）	能 力： 冷房能力：4 0 k w 暖房能力：4 5 k w 付 属 品： 防振架台、他標準付属品一式	3	200	11.5	1	屋外 既存基礎：1200×1000×200H RQYP400FC（ダイキン）
A C－1 1	屋内機	能 力： 冷房能力：4. 5 k w 暖房能力：5. 0 k w 付 属 品： 化粧パネル、ワイヤードリモコン（3台）、他標準付属品一式	1	200	0.047	7	1階 受付、お出かけ広場 FXYP45NB（ダイキン）
	天井カセット4方向						
A C－1 2	屋内機	能 力： 冷房能力：2. 2 k w 暖房能力：2. 5 k w 付 属 品： 化粧パネル、ワイヤードリモコン（2台）、他標準付属品一式	1	200	0.031	4	1階 廊下、調乳・授乳室 FXYP22EB（ダイキン）
	天井カセット2方向						
A C－3	室外機（空冷ヒートポンプ マルチエアコン）	能 力： 冷房能力：3 3. 5 k w 暖房能力：3 7. 5 k w 付 属 品： 防振架台、他標準付属品一式	3	200	9.95	1	バルコニー 既存基礎：1200×1000×200H RQYP335FC（ダイキン）
A C－3 1	屋内機	能 力： 冷房能力：3. 6 k w 暖房能力：4. 0 k w 付 属 品： 化粧パネル、ワイヤードリモコン（1台）、他標準付属品一式	1	200	0.033	4	3階 ホットステイ FXYP26NB（ダイキン）
	天井カセット4方向						
A C－3 2	屋内機	能 力： 冷房能力：2. 8 k w 暖房能力：3. 2 k w 付 属 品： 化粧パネル、ワイヤードリモコン（1台）、高性能フィルター、 フィルターチャンバー、他標準付属品一式	1	200	0.033	2	3階 病後児保育室 FXYP28NB（ダイキン）
	天井カセット4方向						
A C－3 3	屋内機	能 力： 冷房能力：2. 2 k w 暖房能力：2. 5 k w 付 属 品： 化粧パネル、ワイヤードリモコン、高性能フィルター、 フィルターチャンバー、他標準付属品一式	1	200	0.031	1	3階 個室2 FXYP22EB（ダイキン）
	天井カセット2方向						
A C－3 4	屋内機	能 力： 冷房能力：2. 8 k w 暖房能力：3. 2 k w 付 属 品： 化粧パネル、ワイヤードリモコン、高性能フィルター、 フィルターチャンバー、他標準付属品一式	1	200	0.039	1	3階 個室1 FXYP28EB（ダイキン）
	天井カセット2方向						
A C－3 5	屋内機	能 力： 冷房能力：3. 6 k w 暖房能力：4. 0 k w 付 属 品： 化粧パネル、ワイヤードリモコン、他標準付属品一式	1	200	0.039	1	3階 休憩室 FXYP36EB（ダイキン）
	天井カセット2方向						
A C－3 6	屋内機	能 力： 冷房能力：2. 2 k w 暖房能力：2. 5 k w 付 属 品： 化粧パネル、ワイヤードリモコン（4台）、他標準付属品一式	1	200	0.031	6	3階 廊下1、廊下2、管理室、面談室 FXYP22EB（ダイキン）
	天井カセット2方向						
A C－4	室外機（空冷ヒートポンプ マルチエアコン）	能 力： 冷房能力：3 3. 5 k w 暖房能力：3 7. 5 k w 付 属 品： 防振架台、他標準付属品一式	3	200	11.5	1	バルコニー 既存基礎：1200×1000×200H RQYP335FC（ダイキン）
A C－4 1	屋内機	能 力： 冷房能力：4. 5 k w 暖房能力：5. 0 k w 付 属 品： 化粧パネル、ワイヤードリモコン（2台）、他標準付属品一式	1	200	0.047	4	4階 交流スペース、療育スペース FXYP45NB（ダイキン）
	天井カセット4方向						
A C－4 2	屋内機	能 力： 冷房能力：2. 2 k w 暖房能力：2. 5 k w 付 属 品： 化粧パネル、ワイヤードリモコン（2台）、他標準付属品一式	1	200	0.031	5	4階 廊下1、廊下2、スタッフ室 FXYP22EB（ダイキン）
	天井カセット2方向						
A C－4 3	屋内機	能 力： 冷房能力：3. 6 k w 暖房能力：4. 0 k w 付 属 品： 化粧パネル、ワイヤードリモコン、他標準付属品一式	1	200	0.039	1	4階 発達障害相談室1 FXYP36EB（ダイキン）
	天井カセット2方向						
A C－4 4	屋内機	能 力： 冷房能力：2. 8 k w 暖房能力：3. 2 k w 付 属 品： 化粧パネル、ワイヤードリモコン、他標準付属品一式	1	200	0.039	1	4階 発達障害相談室2 FXYP28EB（ダイキン）
	天井カセット2方向						

既 存 機 器 表

記 号	名 称	仕 様	設 置 場 所	電 源	数	備 考
A C－1	空冷ヒートポンプ	屋外機（14馬力） 冷房能力 4 0. 0 k w 暖房能力 4 5. 0 k w	屋外	3φ200V	1	基礎：1200×1000×200H
	マルチエアコン	圧 縮 機 1 0. 1 k w 消費電力 1 3. 1 k w（3φ200V） 防振架台共				RXYP400A
		A C 1 1 屋内機（天カセ四） 冷房能力 4. 5 k w 暖房能力 5. 0 k w 送風機 0. 0 5 k w（1φ200V）			7	FXYP45MB
		A C 1 2 屋内機（天カセ二） 冷房能力 2. 2 k w 暖房能力 2. 5 k w 送風機 0. 0 2 k w（1φ200V）			1	FXYP22M
		A C 1 3 屋内機（天カセ二） 冷房能力 2. 2 k w 暖房能力 2. 5 k w 送風機 0. 0 2 k w（1φ200V）			3	FXYP22M
A C－3	空冷ヒートポンプ	屋外機（14馬力） 冷房能力 3 3. 5 k w 暖房能力 3 7. 5 k w	屋外	3φ200V	1	基礎：1200×1000×200H
	マルチエアコン	圧 縮 機 8. 2 k w 消費電力 9. 4 k w（3φ200V） 防振架台共				RXYP335A
		A C 3 1 屋内機（天カセ四） 冷房能力 3. 6 k w 暖房能力 4. 0 k w 送風機 0. 0 5 k w（1φ200V）			4	FXYP36MB
		A C 2 2 屋内機（天カセ四） 冷房能力 2. 8 k w 暖房能力 3. 2 k w 送風機 0. 0 5 k w（1φ200V）			2	FXYP28MB 高性能フィルター
		A C 3 3 屋内機（天カセ二） 冷房能力 2. 2 k w 暖房能力 2. 5 k w 送風機 0. 0 2 k w（1φ200V）			1	FXYP22M 高性能フィルター
		A C 3 4 屋内機（天カセ二） 冷房能力 2. 8 k w 暖房能力 3. 2 k w 送風機 0. 0 2 k w（1φ200V）			1	FXYP28M 高性能フィルター
		A C 3 5 屋内機（天カセ二） 冷房能力 3. 6 k w 暖房能力 4. 0 k w 送風機 0. 0 2 k w（1φ200V）			1	FXYP36M
		A C 3 6 屋内機（天カセ二） 冷房能力 2. 2 k w 暖房能力 2. 5 k w 送風機 0. 0 2 k w（1φ200V）			1	FXYP22M
		A C 3 7 屋内機（天カセ二） 冷房能力 2. 2 k w 暖房能力 2. 5 k w 送風機 0. 0 2 k w（1φ200V）			2	FXYP22M
		A C 3 8 屋内機（天カセ二） 冷房能力 2. 2 k w 暖房能力 2. 5 k w 送風機 0. 0 2 k w（1φ200V）			3	FXYP22M
A C－4	空冷ヒートポンプ	屋外機（14馬力） 冷房能力 3 3. 5 k w 暖房能力 3 7. 5 k w	屋外	3φ200V	1	基礎：1200×1000×200H
	マルチエアコン	圧 縮 機 8. 2 k w 消費電力 9. 4 k w（3φ200V） 防振架台共				RXYP335A
		A C 4 1 屋内機（天カセ四） 冷房能力 4. 5 k w 暖房能力 5. 0 k w 送風機 0. 0 5 k w（1φ200V）			4	FXYP45MB
		A C 4 2 屋内機（天カセ二） 冷房能力 2. 2 k w 暖房能力 2. 5 k w 送風機 0. 0 2 k w（1φ200V）			1	FXYP22M
		A C 4 3 屋内機（天カセ二） 冷房能力 3. 6 k w 暖房能力 4. 0 k w 送風機 0. 0 2 k w（1φ200V）			1	FXYP36M
		A C 4 4 屋内機（天カセ二） 冷房能力 2. 8 k w 暖房能力 3. 2 k w 送風機 0. 0 2 k w（1φ200V）			1	FXYP28M
		A C 4 5 屋内機（天カセ二） 冷房能力 2. 2 k w 暖房能力 2. 5 k w 送風機 0. 0 2 k w（1φ200V）			2	FXYP22M
		A C 4 6 屋内機（天カセ二） 冷房能力 2. 2 k w 暖房能力 2. 5 k w 送風機 0. 0 2 k w（1φ200V）			2	FXYP22M